

愛銀ビジネスダイレクト [セキュアプラス] における ワンタイムパスワード認証の利用に関する特約

2020年4月1日現在

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、愛銀ビジネスダイレクト [セキュアプラス] (以下「本サービス」といいます) の利用においてワンタイムパスワード認証を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、本サービスの契約者が、ワンタイムパスワード認証を利用することにつき当行所定の書面で申し込んだ場合に適用されます。
- (3) 前項の申込によりこの特約が適用された場合、この特約は愛銀ビジネスダイレクト [セキュアプラス] ご利用規定 (以下「原規定」といいます) の一部を構成し原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約で定義されるもののほかは原規定の定義に従います。

2. (ワンタイムパスワード認証の利用)

- (1) ワンタイムパスワード認証とは
ワンタイムパスワード認証とは、本サービスを利用するにあたって当行所定の方法で本サービスの契約者に発行するパスワード生成機 (以下、「ハードウェアトークン」といいます) により、生成・表示された可変的なパスワード (以下、「ワンタイムパスワード」といいます) を、原規定第3条 (取引の依頼・確定・確認) 第1項の確認用パスワードに加えて用いることにより、サービス使用者からの取引の依頼を確認・確定するサービスをいいます。
- (2) ワンタイムパスワード認証の利用手続き
ワンタイムパスワード認証を利用するにあたり、本サービスの契約者は当行所定の書面で申し込むこととします。
契約者からの申込をもって当行は当行所定の手続きによりその契約者の本サービスの利用についてワンタイムパスワード認証が利用できるようにします。
なお、ワンタイムパスワード認証の取扱開始は当行の手続きが完了した時点からとし、取扱開始以後はその契約にかかるとサービス使用者が当行所定の取引を行う都度、ワンタイムパスワードの入力が必要となります。
- (3) ワンタイムパスワード認証の設定
ハードウェアトークンによるワンタイムパスワード認証の利用について契約者から申込があった場合に、当行は1契約者につき1個ずつ契約者の届出住所へハードウェアトークンを送付します。ワンタイムパスワード認証を利用するために、契約者はサービス使用者をして、本サービスにおいてパーソナルコンピュータ等のインターネットに接続可能な端末機 (以下「端末」といいます) を操作し、ハードウェアトークンのシリアル番号 (ハードウェアトークンの裏面に刻印) とワンタイムパスワードを入力するようにしてください。
- (4) 本人確認手続き
 - ① ワンタイムパスワード認証の取扱開始以後、当行は、サービス使用者が当行所定の取引を行う場合に原規定第3条 (取引の依頼・確定・確認) 第1項の確認用パスワードに加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法により送信してください。
 - ② 当行は当行が保有するワンタイムパスワード等の一致を確認することにより送信者がサービス使用者であることを確認します。
 - ③ 当行が前号の定める方法により送信者がサービス使用者本人であることを確認した場合には、当行は、ワンタイムパスワード等について不正な使用その他事由により契約者その他の第三者に生じた損害について責任を負いません。

3. (ハードウェアトークンの管理)

- (1) ハードウェアトークンの追加・再発行
契約者がハードウェアトークンを追加で必要とする場合、契約者は当行所定の書面によりハードウェアトークンの追加発行について申し込むこととします。
また、紛失・盗難等によりハードウェアトークンを再発行する場合も、契約者は当行所定の書面により申し込むこととします。
なお、ハードウェアトークンの追加発行および再発行にあたっては、当行は当行所定の手数料を申し受けます。

(2) ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンの管理

契約者は、ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンを厳重に管理するとともに、サービス使用者をして、ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンを厳重に管理させるものとします。

また、ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンについて、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分に注意してください。

(3) ハードウェアトークンの紛失・盗難等

① ハードウェアトークンの紛失・盗難があった場合、またはその恐れがある場合には、ただちに当行に届け出してください。当行はこの届け出を受付したとき、ただちにワンタイムパスワード利用中止等の必要な措置を行います。

② ハードウェアトークンの追加発行を申し複数個のハードウェアトークンを管理している場合で、サービス使用者の一部が使用するハードウェアトークンの紛失・盗難があったときまたはその恐れがあるときは、マスターユーザーまたは管理者ユーザーが端末を操作することによって、紛失・盗難があったまたはその恐れがあるハードウェアトークンを使用するサービス使用者について当行所定の方法でワンタイムパスワード認証の失効を行ってください。

③ ハードウェアトークンの紛失・盗難があった場合に、当行への届け出前、または紛失・盗難のあったあるいはその恐れのあるハードウェアトークンを使用するサービス使用者のワンタイムパスワード認証を当行所定の方法で失効する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 誤ったワンタイムパスワードを連続入力した場合

① ワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して誤った場合でマスターユーザーおよびすべての管理者ユーザーについて当行が本サービスの取扱を中止したときには、契約者は利用を再開するために当行所定の書面により届け出してください。当行はその書面により、当行所定の手続きをします。ただし、届出から当行所定の期間は本サービスを利用できませんのであらかじめご承知おきください。

② ワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して誤った場合でサービス使用者の一部について当行が本サービスの取扱を中止したときには、マスターユーザーまたは管理者ユーザーが端末を操作することにより、当行所定の方法でサービス使用者のワンタイムパスワード認証について再度設定してください。

(5) ハードウェアトークンの有効期限

ハードウェアトークンの有効期限は、当行が定める期限までとし、有効期限の経過後は使用できなくなります。

ハードウェアトークンの有効期限が近付いた場合、当行は当行所定の方法でサービス利用者に通知します。契約者は、有効期限が到来する前に、当行所定の方法により新しいハードウェアトークンの利用登録手続きを行ってください。

(6) ハードウェアトークン発行の手数料

以下のいずれかに該当する場合、当行はハードウェアトークンの発行にあたり契約者から当行所定の手数料を申し受けます。

① 契約者からの申込によるハードウェアトークンの追加発行

② 紛失・盗難等に伴うハードウェアトークンの再発行

4. (ワンタイムパスワード認証の利用の解除)

(1) ワンタイムパスワード認証の利用は、当事者の一方的な都合でいつでも解除することができます。ただし、契約者の都合による解約については、契約者が当行所定の書面により通知するものとします。

(2) 前項に基づき当行がワンタイムパスワード認証の利用を解除する場合は、当行所定の方法で、解除する旨の通知をすることにより行います。

5. (特約の変更等)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上